公益社団法人益田法人会定款

第1章総則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人益田法人会(以下「本会」という。)と称する。 (事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を島根県益田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を 行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行 に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的と する。

(事業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)税知識の普及を目的とする事業
 - (2)納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3)税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - (4)地域企業の健全な発展に資する事業
 - (5)地域社会への貢献を目的とする事業
 - (6)会員の交流に資するための事業
 - (7)会員の福利厚生等に資する事業
 - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、島根県内において、益田税務署管内において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

- 第 5 条 本会に次の会員を置く。
 - (1)正会員 本会の目的及び事業に賛同して入会した法人(管内に事業所を有する法人を含む)
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、または法人の事業所及び個人。
 - 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会届により 申し込みをし、入会することができる。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に いつでも退会することができる。

(除 名)

- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該 会員を除名することができる。
 - (1)この定款その他の規則に違反したとき
 - (2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、 総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1)退会
 - (2)死亡(個人が賛助会員の場合)
 - (3)除名
 - (4)第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (5)総正会員が同意したとき
 - (6) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき

第4章 総 会

(構 成)

- 第11条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員 総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1)会員の除名
 - (2)理事及び監事の選任又は解任
 - (3)理事及び監事の報酬等の額
 - (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5)定款の変更
 - (6)解散及び残余財産の処分
 - (7)その他、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。
 - 2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長 が招集する。
 - 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、 総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することが

できる。

3 総会は、開催日の日から少なくとも、2週間前までに、会議の目的たる事項、 日時及び場所を記載した書面を通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
 - 2 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正 会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2)監事の解任
 - (3)定款の変更
 - (4)解散
 - (5)その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議 事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

- 第19条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 40名以上61名以内
 - (2)監事 2名以内
 - 2 理事のうち1名を会長、9名以内を副会長とし、15名以内を常任理事と する。専務理事は1名以内を設けることが出来る。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表 理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務 執行理事とする。

(役員の選任)

- 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族、その 他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。 監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互の密接 な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事

についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業 務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 常任理事は、会長及び副会長の業務を補佐する。
 - 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統轄する。
 - 6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務 及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがある と認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な 事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
 - 4 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
 - 5 監事は、前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(役員の任期)

- 第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する通常総会の終結の時までとする。
 - 2 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会に おいて定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準 に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第26条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の 役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会 の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金 額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

- 第27条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を若干名を置くことができる。
 - 2 顧問及び相談役は、理事会において選任または解任する。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に 応じ、会長に対して意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構 成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権 限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1)本会の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について 提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案 について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する理事会の決議が あったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 正副会長会

(正副会長会)

- 第34条 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
 - 2 正副会長会は、本会の運営に関する重要事項について、理事会に参考意見 を提出する。
 - 3 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

- 第35条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
 - 2 常任理事会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議 される事項について審議し理事会に参考意見を提出する。
 - 3 常任理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 委員会等

(委員会)

- 第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、委員会を設けることができる。
 - 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議に基づき会長がこれを委嘱する。
 - 4 委員長、副委員長、及び委員の任期は、2年とする。
 - 5 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(部 会)

- 第37条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、 部会を設けることができる。
 - (1) 青年部
 - (2) 女性部
 - (3) その他理事会の定める部会
 - 2 前項に定める部会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議ににより別に定める。

(支 部)

- 第38条 本会の、事業を円滑に推進するため、理事会の決定により任意の機関として、 支部を置くことができる。
 - 2 前項に定める支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議ににより別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの 間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1)事業報告
 - (2)事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6)財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、 その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の 閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般 の閲覧に供するものとする。
 - (1)監査報告書
 - (2)理事及び監事の名簿
 - (3)理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益

認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第46条 本会は、剰余金の分配をすることは出来ない。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公 益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる 法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 本会の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、島根県において発行する山陰中央新報に掲載する方法による。

第13章 事 務 局

(事務局)

- 第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第14章 補 則

(細 則)

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議 により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及 び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法 律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、竹内 優機とする。
- 3 本会の最初の業務執行理事は次のとおりとする。 副会長 藤原健三、大畑寛明、牛尾ちえの、澄川照一、安田徳太、吉本 孝
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。